

日本核燃料開発株式会社「核燃料物質使用変更許可申請」補正申請に向けた面談資料

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第1項の規定に基づき令和2年9月15日付けNFD第3203号をもって申請した「核燃料物質使用変更許可申請」の補正に向けた方針について、同11月19日、令和3年1月12日に面談を実施した。

先の面談のコメントを踏まえて検討した内容について、再度面談を行うものである。

1. 面談資料（令和2年9月15日付け申請）
 - ① 別添Ⅰ 核燃料物質使用変更許可申請書新旧対照表
NFDホットラボ施設（施行令第41条該当施設）
 - ② 参考資料

2. 補正の概要

1) 別添 I 核燃料物質使用変更許可申請書新旧対照表

NFDホットラボ施設（施行令第41条該当施設）

ア) イオンミリング試料加工装置

①閉じ込め機能に関する記載の追加

イ) 1F燃料デブリ

①試料の貯蔵に関する記載の追加

ウ) 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

①品質マネジメント計画の見直しに伴う修正

エ) 誤記修正

① ホットラボ施設2階～1階階段記載の追加

② 換気空調設備系統図の見直し

③ 誤字の修正

2) 参考資料

ア) 解体・撤去対象設備の説明

① 記載項目の統一

② 解体・撤去作業中の放射線被ばく管理の記載の追加

イ) 1F燃料デブリ

① 水素爆発の項目にセル、フード外での容器開放時の記載を追加

② 1F燃料デブリを使用する装置・設備等の閉じ込め機能を追加

③ 1F燃料デブリの受入から搬出までのフロー図を追加

ウ) 廃棄物保管場の一部を機器保管場への変更に関する説明を追加